

夏の交通安全 市民運動

令和8年

7月21日(火)~
7月30日(木)

飲酒運転 絶対禁止



運転は 気配り 目くばり 思いやり

酒酔い運転は
5年以下の拘禁刑 又は
100万円以下の罰金!



電動キックボード等は
ルールを守って
正しく乗ろう

電動キックボード等の
詳しいルールはこちら



令和8年9月1日から
生活道路※における
自動車の法定速度が
30km/h に引き下げられます!!
※主に日常生活に利用されるような、中央線がない道路



令和8年
4月から

自転車の青色切符が導入!!!

(交通反則通告制度)

113の反則行為

16歳
以上が
対象

自転車の違反行為に対して
交通反則通告制度(★)が
導入されました。歩行者に危険を生じ
させる行為、交通事故につながる悪質・
危険な行為に対して、3,000円から
12,000円の反則金が科せられます。

携帯電話使用(保持)

12,000円



イヤホンの使用

5,000円



★交通反則通告制度とは???

違反者が一定期間内に反則金を納めれば、刑事罰が科されず処理される制度

止まれ

一時不停止

5,000円



二人乗り・並走

3,000円



自転車に乗る時は...

★ヘルメットを着用しましょう

★早めのライトを点灯しましょう



詐欺に注意!

警察官が現場で
現金を徴収することは

ありません!